明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州食品安全機関の標章を指定した件（経済産業三一〇）　一
○商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、キューバ共和国の用いる監督用又は証明用の記号を指定した件（同三一一）　二
○商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、イタリア共和国の紋章及び記章を指定した件（同三一二）　四
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、国際交通フォーラムの標章を指定した件（同三一三）　六
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、経済協力開発機構の標章を指定した件（同三一四）　九
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界気象機関の標章を指定した件（同三一五）　一〇
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州中央銀行の標章を指定した件（同三一六）　一三
○商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、国際連合グローバルコンパクトの標章を指定した件（同三一七）　一六

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　一七

特殊法人等
独立行政法人国立健康・栄養研究所、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人海上災害防止センター（平成二十事業年度財務諸表）、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　二七

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六三

会社その他
会社決算公告　二九七

告示

○経済産業省告示第三百十号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州食品安全機関の標章を次のように指定したので、告示する。

平成二十一年十月二十七日

経済産業大臣　直嶋　正行

一　欧州食品安全機関
二　European Food Safety Authority
三　Autorité européenne de sécurité des aliments
四　Europäische Behörde für Lebensmittelsicherheit
五　Autorità europea per la sicurezza alimentare
六　EFSA

